特定非営利活動法人　静岡県建築技術安心支援センター　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センターという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市葵区追手町２番１２号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条 この法人は、人と環境にやさしい安全で快適なまちづくりのために、まちなみ整備・建物の保全と再生の研究を行い、技術水準の高揚・建築物の品質の向上を推進し、併せて建築基準法等に適合した建築物の促進を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第２条別表のうち、次に掲げる種類の活動を行う。

(1)　社会教育の推進を図る活動

(2)　まちづくりの推進を図る活動

(3)　消費者の保護を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1)　建築技術に関する資料の収集及び調査研究

(2)　建築技術に関する教育普及

(3)　建築・住宅に関する情報提供

(4)　建築物の構造審査及び審査に関する助言

(5)　建築関係機関との連携・協力

(6)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人

(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した団体

（入会）

第７条　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

２　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

（入会金）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　会費を継続して２年以上滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　法令及びこの定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員

（役員の種別及び定数）

第13条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事長　１人

(2)　副理事長１人以上

(3)　理事（理事長及び副理事長を含む。）３人以上

(4)　監事　１人以上

（役員の選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

３　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

４　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（役員の職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

２　副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（役員の任期等）

第16条　役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、２年を超える場合は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の場合において、後任の役員が選任されていないときに限り、前項で定めている任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

４　役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第17条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（役員の欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（役員の報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第５章　総会

（総会の種別）

第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条　総会は、次の事項を議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併
(4)　事業計画及び活動予算の決定
(5)　事業報告及び活動決算
(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　入会金及び会費の額
(8)　借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)　その他この法人の運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3)　第15条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第24条　総会は、第23条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は、第23条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第27条　総会における議決事項は、第24条第３項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の表決権等）

第28条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第２項、第29条第１項２号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　総会の議決があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名または名称
(3)　総会の議決があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（理事会の構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　事業計画及び活動予算の変更
(4)　事務局の組織及び運営
(5)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3)　第15条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、第32条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（理事会の議決）

第35条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、第35条第２項及び第37条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　入会金

(3)　会費

(4)　寄附金品

(5)　財産から生ずる収入

(6)　事業に伴う収入

(7)　その他の収入

（資産の管理）

第39条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第40条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

（事業計画及び活動予算）

第41条　この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければなら

ない。

（暫定予算）

第42条　第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

２　前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第43条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の変更）

第44条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

（事業報告及び決算）

第45条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において、議決を経なければならない。

２　決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

（事業年度）

第46条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第47条　この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の４分の３以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第48条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

４　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第49条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条

第３項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

（合併）

第50条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第51条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。　ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに　掲載して行う。

第10章　事務局

（事務局の設置）

第52条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局には、事務局長その他の職員を置く。

３　事務局長及びその他の職員は、理事長が任命する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章　雑則

（細則）

第53条　この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山 崎 善 利
副理事長	澤 木 俊 治
理事	稲 葉　　孝
理事	小 林 昭 子
理事	髙 林 和 子
理事	鈴 木 一 敏
監事	村 松 由 雄

３　この法人の設立当初の役員任期は、第16条１項の規定にかかわらず、成立の日から平成２０年度の最初の通常総会までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成２０年３月３１日までとする。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　正 会 員（個人）　入会金　　２０，０００ 円
(2)　賛助会員（団体）　入会金　　３０，０００ 円
　　年会費　　１２０，０００ 円

附　則

1　この定款は、平成２４年４月２７日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成２４年８月２日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成３０年５月３０日から施行する。

附　則

1　この定款は、令和元年８月７日から施行する。

変更の経緯等

１　変更した定款の施行日に係る附則に関する注釈

（平成24年に変更した定款の施行日が2つ（平成24年4月27日と同年8月2日）あることの経緯）

平成24年4月27日開催のついては、通常総会において、定款の変更が議決された。

変更された条文は第４条、第２２条、第２９条、第３１条、第４１条、第４５条、第４７条であるが、このうち、第４１条、第４５条については、機関決定即施行となるもので、この部分の施行日が4月27日である。ただし、法第２５条第６項の規定に基づき定款を変更した旨の届け出が必要であるため、同年5月11日付で届け出たものである。

また、第４条、第２２条、第２９条、第３１条、第４７条については、法第２５条第３項の規定により、変更は所轄庁の認証を経て有効になるものであるため、法第２５条第４項の規定に基づき、平成24年5月11日付で認証申請し、同年8月2日付けで認証されたもので、この部分の施行日が8月2日である。

２　平成30年5月30日施行の変更について（第51条の変更）

平成28年の法改正により、平成30年10月1日から貸借対照表の公告が義務とされた。

公告の方法については、定款第51条において「掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」とされていたところであるが、貸借対照表の公告に関してはホームページに掲載する方法も可能とするため、平成30年5月30日開催の通常総会において所要の変更を行ったものである。

３　令和元年８月７日施行の変更について（第16条の変更）

役員の任期については、定款第16条において「２年とする。」とされていたところで

あるが、選任後２年目の総会において後任の役員が選任された場合でも、前任の役員が選任された総会から２年が経過していない場合には、２年が経過するまで、新たに選任された役員は就任することができないため、選任された総会の終結時から後任の役員が選任される２年後の総会の終結時までとするよう、令和元年５月28日開催の通常総会において所要の変更を行ったものである。

また、法第25条第３項の規定により、変更は所轄庁の認証を経て有効になるものであるため、法第25条第４項の規定に基づき、令和元年６月25日付で認証申請し、同年８月７日付けで認証されたものである。